

循環型社会について（その1）

循環型社会形成推進基本法（平成12年）

この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。（第2条第1項）

循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定）

これから私たちが目指そうとする循環型社会では、自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、長期間社会で使用することや既に社会で使用されたものなどを再生資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくすることを基本とします。

これにより、自然の循環を尊重し、自然に負荷をかけない社会、すなわち、資源を有効に活用し、豊かな環境の恵みを楽しむ質を重視した社会を将来世代にわたり築きあげていきます。

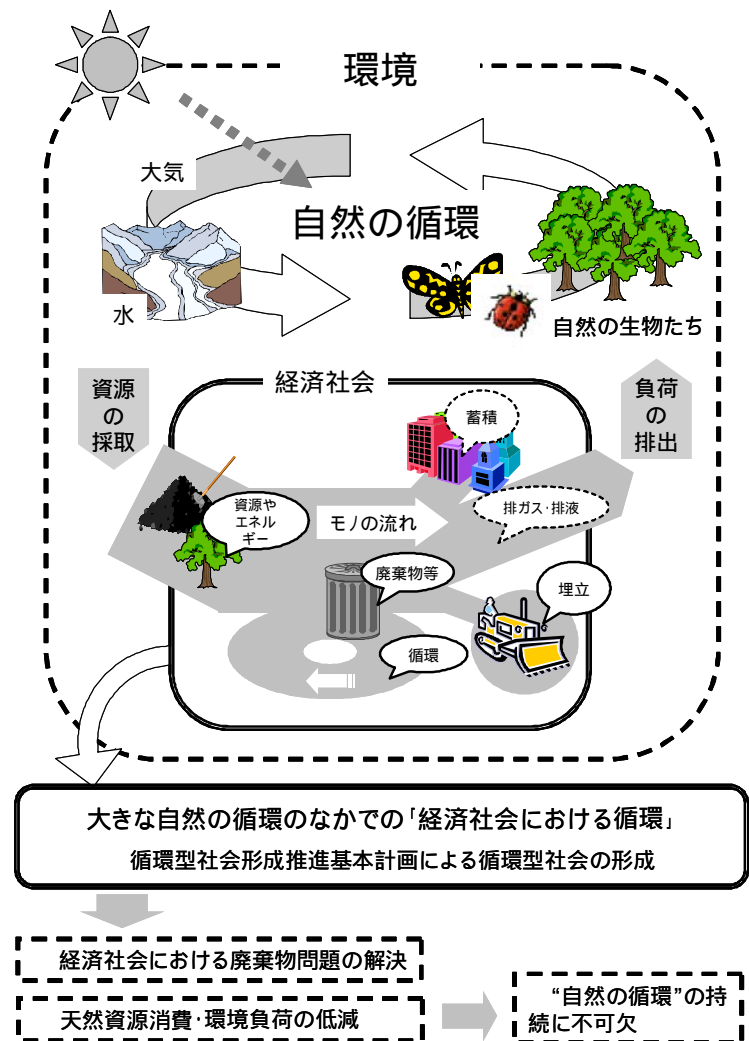


図 循環型社会形成推進基本計画における“循環”

自然共生社会について（その1）

内閣総理大臣主宰「21世紀『環の国』づくり会議」報告（平成13年7月）

今を生きる人類の責務 - 将来にわたって恵み豊かな地球環境を確保するために

大気、水、土壌、多様な生物などから構成される地球の環境は、これらの微妙な均衡の上に成り立っており、そのような地球生態系の"環"の一部を損なうと、どのような波及的影響が生ずるか予想しがたいところがあります。そして、この地球生態系は、人類の生存の基盤であり、これを損なってしまえば、人類が将来にわたり地球上で生存していくことができなくなるかもしれません。

生態系の環 - 自然と共生する社会の実現のために -

日本の伝統的自然観は、自然を単に利用する対象ではなく、共感すべきもの、共に生きるものと捉えるものであり、変転する自然の存在を認め、それに手を入れながら付き合っていくという自然に対する態度の基底となっています。

このような自然観により、かつてわが国では、里地・里山の管理のような模範的な生態系管理が行われていましたが、自然征服的・非循環型の社会経済や生活のあり方が支配的となった20世紀において、わが国の自然生態系は衰弱してきています。残された自然生態系をこれ以上衰弱させないことはもとより、これからは、わが国伝統の知恵と技に最新の科学を融合させ、自然共存・循環型の社会経済や生活へ転換することにより、自然生態系を蘇らせる21世紀にしていく必要があります。

自然共生社会について（その2）

新・生物多様性国家戦略(平成14年3月地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

国土空間における人間と自然の関係についての基本認識・基本方向

自然を優先すべき地域として奥山・脊梁山脈地域、人間、人間活動が優先すべき地域として都市地域があり、その中間に人間と自然の関係を新たな仕組みで調整されるべき領域として広大な里地里山・中間地域が広がっている。

これまで生物多様性保全への寄与を必ずしも意図していなかった、道路、河川、海岸などの整備を、国土における緑や生物多様性の、縦軸・横軸のしっかりとしたネットワークと位置づけ、奥山、里地里山、都市を結ぶ。

住民・市民が、自らの意志と価値観において生物多様性の保全・管理、再生・修復に参加し、生物多様性がもたらす豊かさを享受し、また、そうした行動を通じて新しいライフスタイルを確立する。



すべての関係者の参加と協働による 持続可能な社会づくり

環境と開発に関する世界委員会（W C E D ・ 1987年）

「我ら共有の未来」において持続可能な開発の概念を定義

環境と開発に関するリオ宣言第10原則（1992年）

公共機関が有している環境関連情報の適切な入手、意志決定過程に参加する機会の確保

日本

環境基本法（1993年）

- ・ 民間団体等の自発的な活動を促すための措置（第26条）
- ・ 環境の保全に関する必要な情報を適切に提供（第27条）

環境基本計画（1994年）

計画の4つの長期目標に「参加」を位置づけ

地球環境パートナーシッププラザ設置（1996年）

EU

オーストリア条約（1998年）国連欧州経済委員会（UNECE）

「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約」。
情報へのアクセス、政策決定過程への参加、
司法へのアクセスを確保

EU諸国等加盟国における国内制度の樹立

ヨハネスブルグサミット（2002年）

持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言

多様な主体の参画による「パートナーシップイニシアティブ」

環境保全活動・環境教育推進法（2003年-）

国民、民間団体等は、他の者の行う環境保全活動等に協力（第4条）

地方環境パートナーシッププラザの設置（2004年-）

持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言

26. 持続可能な開発が長期的視野とあらゆるレベルにおける政策形成の際の**広範な参加**、意志決定及び実施が必要であることを認識。我々は、主たるグループの役割の独立した重要な役割を尊重しつつ、これら**すべてのグループとの安定したパートナーシップのために引き続き尽くす**。

日本モデルの創造・発信

自然との共生を図る
智慧と伝統

世界最先端の
環境・エネルギー技術

環境立国・日本

日本の「強み」を原動力とし、幅広い関係者が一致協力して
環境から拓く経済成長・地域活性化を実現

環境保全に携わる
豊富な人材

深刻な公害克服の
経験

アジアそして世界の発展と繁栄に貢献